

日中植林・植樹国際連帯事業に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十八年一月十八日

和田 政宗

参議院議長 山崎 正昭殿

日中植林・植樹国際連帯事業に関する質問主意書

平成二十七年度外務省所管補正予算（案）には、「日中植林・植樹国際連帯事業」（以下「本事業」という。）として約九十億円が計上されている。

本事業について、以下、質問する。

一 今や世界第二位の経済大国となり、南シナ海や東シナ海の海洋活動で懸念をもたらしている中国に対し、平成二十七年度補正予算において九十億円もの予算を計上する理由は何か。具体的に説明されたい。

二 本事業はどのような経緯により開始され、我が国はどれだけ資金を拠出してきたのか。

三 本事業は事業内容として、中国国内での植林・植樹に加え、日本国内や第三国での植林・植樹を行うとのことであるが、実態としてどのような事業となるのか。具体的に説明されたい。また、平成二十八年度以降の本事業に対する追加的な拠出もあり得るのか。

右質問する。

